

社会福祉法人用
設 計 者 用

令和6年度

社会福祉施設整備事業内示後説明会の技術的事項に関する資料

（ 長寿社会課用 ）

長崎県土木部建築課

○ 目 次

I．設計について	P 3
1．協議内容について	
2．関係法令について	
3．設計者が作成する設計内訳書について	
4．設計者が作成する設計図について	
5．補助対象外工事について	
II．検査について	P 5
III．参考資料について	P 5
(a)設計内訳書作成上の注意点	P 6
(b)設計内訳書の構成	P 9
(c)設計内訳書の書式	P 10
(d)作成する設計図（例）	P 20
(e)見積比較表（例）	P 21

Ⅰ. 設計について

1. 協議内容について

新築、増改築工事の場合の構造、階数、床面積と大規模修繕工事の修繕内容は、原則として協議内容の変更を認められないので注意して下さい。

(事前に長寿社会課の承諾を得た場合を除く。)

2. 関係法令について (参考 ※最新情報を適宜ご確認ください)

- (1) 建築基準法、消防法、厚生労働省の基準に準じて定められた各施設の県条例及び県規則、「老人福祉施設等整備（改築等）の手引き」（長崎県長寿社会課ホームページ参照）、その他関係法令に適合して下さい。
- (2) 特に厚生労働省の下記基準は、耐火建築物又は準耐火建築物の要求や廊下の幅の規定が建築基準法より厳しくなっていますので注意して下さい。
 - ① 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）
 - ② 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年老発第214号）
 - ③ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）
 - ④ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年老発第307号）
 - ⑤ 高齢者生活福祉センター運営事業の実施について（平成12年老発第655号）
 - ⑥ 軽費老人ホームの設備及び運営について（平成22年老発第0621第6号）
 - ⑦ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
 - ⑧ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年老企第25号）
 - ⑨ 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
 - ⑩ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
 - ⑪ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）

3. 設計者が作成する設計内訳書について

設計内訳書は「Ⅲ.(a)設計内訳書作成上の注意点」を参考に作成して下さい。

4. 設計者が作成する設計図について

- (1) 別添「Ⅲ.(d)作成する設計図（例）」を参考に必要な図面を作成して下さい。
- (2) 生コンは、部位ごとの強度とスランプを必ず図示すること。
(部位：捨てコン、基礎、土間、躯体、浄化槽、外構工事の擁壁等)
- (3) 木材は樹種等級を図示して下さい。
- (4) 内装仕上材は厚さを図示して下さい。
- (5) 設備工事の設計は自社で行う場合を除き、設備の設計事務所に再委託するようにして下さい。
- (6) 施設の種別に応じて下記事項を平面図に図示するようにして下さい。なお、床面積は小数点以下2位まで表示すること（小数点以下3位を四捨五入）。

〔特別養護老人ホーム〕

- ① 居室の定員
- ② 居室、共同生活室及び機能訓練室の床面積（内法寸法による面積）
- ③ 廊下の幅

〔養護老人ホーム〕

- ① 居室の定員
- ② 居室の床面積
- ③ 廊下の幅

〔高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）〕

- ① 居室の定員
- ② 居室の床面積

〔軽費老人ホーム～ケアハウス〕

- ① 居室の床面積
- ② 収納スペース、洗面所及び便所等を除いた居室の有効面積

〔指定居宅サービス等の事業～通所介護（老人デイサービスセンター）〕

- ① 食堂、機能訓練室の床面積

〔指定居宅サービス等の事業～短期入所生活介護（ショートステイ）〕

- ① 居室の定員
- ② 居室、食堂及び機能訓練室の床面積
- ③ 廊下の幅

〔地域密着型サービス事業～認知症対応型共同生活介護（グループホーム）〕

- ① 居室の定員
- ② 居室の床面積

〔介護老人保健施設〕

- ① 療養室の定員
- ② 療養室、食堂及び機能訓練室の床面積
- ③ 廊下の幅

（７） 造り付け家具類（カウンター、棚板等を含む）は、符号を付けること。（例：K-1、K-2…）

5. 補助対象外工事について

補助事業により異なりますので、工事内容の細部まで長寿社会課に説明の上、十分に協議してください。

II. 検査について

長寿社会課の担当職員と建築職の建築技術職員で施設整備に関する検査を行います。

検査は、完了時に設計図、設計内訳書に記載される工事が適正に施工されているかの検査を行います。詳しくは請負業者決定後の個別説明会において説明します。

検査では、工事監理者の監理の状況も見ますので、工事監理報告書、立会い、検査の記録、写真の提示をお願いします。

III. 参考資料について

(a) 設計内訳書作成上の注意点	P 6
(b) 設計内訳書の構成	P 9
(c) 設計内訳書の書式	P 10
(d) 作成する設計図（例）	P 20
(e) 見積比較表（例）	P 21

(a)設計内訳書作成上の注意点

1. 総則について

- (1) 公共工事に準じた設計内訳書（細目内訳まで）を作成するようにして下さい。
- (2) 積算は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築数量積算基準」、「公共建築工事積算基準」等により行って下さい。
設計内訳書は、別添の「(b)設計内訳書の構成」及び「(c)設計内訳書の書式」を参考に作成して下さい。
- (3) 同一工事において、補助対象内工事と補助対象外工事（併設工事）併せて実施する場合は、補助対象内内訳書、補助対象外内訳書、共用部分内訳書を作成して下さい。
なお、補助対象内部分、補助対象外部分、共用部分の範囲については、数量拾いの前に福祉担当課と建築課へ相談して下さい。
- (4) 増築工事と大規模修繕工事がある場合の直接工事費は、分けて計上して下さい。
- (5) 産業廃棄物処分費は共通費が掛からない費用として下さい。
- (6) 設計内訳書は設計図との整合性を充分チェックして下さい。設計内訳書に計上されているものが、設計図に図示されていない、又はその逆の事例が見られます。
- (7) 設計内訳書は必ず検算して下さい。掛け算や合計が合わない事例があります。
- (8) 設計内訳書は通しでページ番号を付けて下さい。
- (9) 代価表と数量元拾いは提出する必要はありません。ただし、内容に応じて提出を指示する場合があります。
- (10) 建築工事と設備工事間において、設計図及び設計内訳書に重複計上がないよう充分注意して下さい。〔事例：便所の手すりや化粧鏡、湯沸室等のレンジフード、天井開口補強等：図面内に「建築工事」、「機械設備工事」等を明示する様努めて下さい。〕
- (11) 建築工事の木製建具、金属製建具及び造り付け家具類は、図示の符号を設計内訳書にも記載して下さい。
- (12) 電気設備工事と機械設備工事の機器類は、図示の符号を設計内訳書にも記載して下さい。
〔機器類：盤類、照明器具、エアコン、換気扇、給湯器等〕

2. 建築工事の数量について

- (1) 100以上の数量は、整数で計上するようにして下さい。（小数点以下1位を四捨五入）
- (2) 100未満の数量は、小数点以下1位で計上するようにして下さい。（小数点以下2位を四捨五入）
- (3) 鉄筋工事、鉄骨工事、木工事、内装工事等において、材料費と施工手間を別々に計上する場合は、材料費は所要数量で、施工手間は設計数量で計上するようにして下さい。
〔所要数量：定尺寸法による材料のロス等を含んだ数量〕
〔設計数量：設計図に表示されている設計寸法から求めた正味の数量〕
- (4) 大規模修繕工事における遣り方、墨出し等の数量は、工事部分全体の床面積とせず工事内容に応じて計上して下さい。（必要とする部分の床面積を計上して下さい。）
- (5) 設計変更における数量は、最終数量（当初設計の端数処理前数量と増減数量の端数処理前数量の合計）を端数処理して計上して下さい。

(6) 数量は整合性があるようにして下さい。よくある不整合の事例を示します。

- ① 建築面積、延べ面積と直接仮設工事の数量（遣り方、墨出し、養生、清掃片付け、竣工時清掃、内部足場等）
- ② 根切りの数量－埋戻しの数量＝建設発生土処理の数量
- ③ 防水と下地モルタル、保護モルタルの数量
- ④ タイルと下地モルタルの数量
- ⑤ 木造作材（細巾物）と塗装の数量
- ⑥ 屋根葺き材（コロニアル、金属板）と下地材（スカイモル、耐火野地板）の数量
- ⑦ ビニル床シートと下地モルタルの数量
- ⑧ 化粧複合フローリングと下地板及び床組の数量
- ⑨ 天井仕上材と軽鉄天井下地の数量

3. 工事の単価について ※単価根拠は明確にしておいてください。

(1) 単価は下記より採用するようにし、原則として直近のものを使用して下さい。なお、設計内訳書の備考欄に単価根拠を記載して下さい。

① 建設物価	〔記載例〕	物	20●●.4	P○○○
② 積算資料		資	20●●.4	P○○○
③ 建築コスト情報		コ	20●●春	P○○○
④ 建築施工単価		施	20●●春	P○○○
⑤ 電気設備工事積算実務マニュアル		電気積算実務		P○○○
⑥ 機械設備工事積算実務マニュアル		機械積算実務		P○○○
⑦ 代価表		代価表1号		
⑧ 専門業者からの見積書（ <u>原則3者以上より徴取</u> ）		見積		
⑨ メーカーカタログに掲載の単価		カタログ		

*①～⑥、⑨に公表価格で掲載された単価は、適切な率を掛けて決定して下さい。

*⑧については、聞き取り調査を行い適切な率を掛けて決定して下さい。

*掛け率も備考欄に記載して下さい。

(2) 単価の有効桁は原則として十円単位以上として下さい。

(3) 外部足場等仮設物の単価は、適切な設置期間のものを採用して下さい。

4. 共通費について

共通費は共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に分けて計上し、原則として「公共建築工事共通費積算基準」（国土交通省）に準拠した金額以下として下さい。

5. 工事価格について

工事価格の有効桁は、原則として千円単位以上とし下位を切り捨てとして下さい。切り捨てた金額は一般管理費等で調整して下さい。

〔例〕工事価格：115,316,833 → 115,316,000

6. 補助対象部分、併設部分（補助対象外部分）、共用部分の数量について

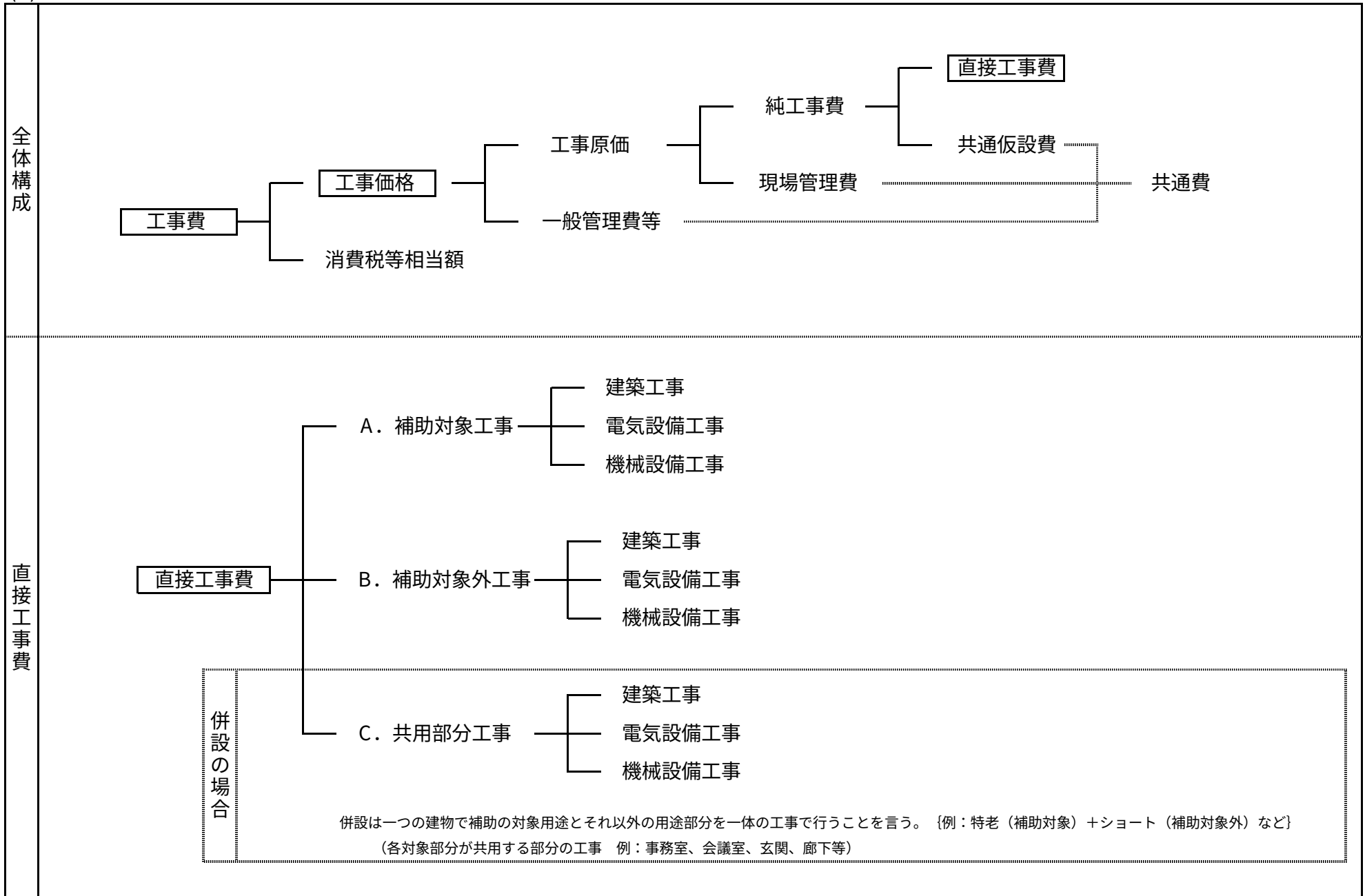
〔建築工事〕

- (1) 直接仮設工事の墨出し、内部足場、養生、清掃片付け、竣工時清掃等の数量は、それぞれの部分の床面積を計上して下さい。
- (2) 躯体の数量は、それぞれの床面積により按分して計上して下さい。
 - ① 全体の躯体数量 × $\frac{\text{補助対象部分、併設部分又は共用部分の床面積}}{\text{延 べ 面 積}}$
 - ② 躯体の対象数量は、土工事、地業工事（特殊基礎工事を含む）、コンクリート工事、型枠工事、鉄筋工事とする。なお、鉄骨造の場合は、これらに鉄骨工事、外装工事、屋根工事を加えるものとする。
- (3) 既製コンクリート工事、防水工事、石工事、タイル工事、木工事、金属工事、左官工事、木製建具工事、金属製建具工事、ガラス工事、塗装工事、内装工事、仕上げユニット工事、雑工事については、それぞれの部分にあるもの（内装仕上げ材の下地材を含む）を計上して下さい。

〔電気設備工事、機械設備工事〕

- (1) 建築物全体の共用設備機器〔キューピクル、テレビアンテナ、自動火災報知設備の総合盤、電話交換機、放送アンプ、受水槽、浄化槽等、これらの付属機器及び配線、配管〕は共用部分に計上して下さい。
- (2) 共用設備機器以外の数量については、それぞれの部分にあるものを計上して下さい。
- (3) 補助対象部分、併設部分（補助対象外部分）、共用部分のどれに該当するのか判断が難しいものについては建築課へ相談して下さい。

(b)設計内訳書の構成 設計内訳書の構成は、以下を基本とする。



(c)設計内訳書の書式（例）

No. 1

[illegible]

No.	2
-----	---

[illegible]

名 称		形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	(直接工事費)						
A	補助対象工事		1.0	式		0	
B	補助対象外工事		1.0	式			
C	共用部分工事		1.0	式			
	計					0	
	(共通費)						
D	共通仮設費		1.0	式			
E	現場管理費		1.0	式			
F	一般管理費等		1.0	式			
	計					0	
※共通費は、必要に応じて、新営、改修、取り壊し工事等に分けて計上して下さい。							
	合計（工事価格）					0	
G	消費税相当額	10%	1.0	式		0	
	総合計					0	

名 称		形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A	補助対象工事						
(1)	建築工事		1.0	式		0	
(2)	電気設備工事		1.0	式		0	
(3)	機械設備工事		1.0	式		0	
	計					0	

	名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(1)	建築工事						
1	直接仮設工事		1.0	式			
2	土工事		1.0	式			
3	特殊基礎工事		1.0	式			
4	地業工事		1.0	式			
5	コンクリート工事		1.0	式			
6	型枠工事		1.0	式			
7	鉄筋工事		1.0	式			
8	鉄骨工事		1.0	式			
9	既製コンクリート工事		1.0	式			
10	防水工事		1.0	式			
11	石工事		1.0	式			
12	タイル工事		1.0	式			
13	木工事		1.0	式			
14	屋根工事		1.0	式			
15	金属工事		1.0	式			
16	左官工事		1.0	式			
17	木製建具工事		1.0	式			
18	金属製建具工事		1.0	式			
19	ガラス工事		1.0	式			
20	塗装工事		1.0	式			

名 称		形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
21	内外装工事		1.0	式			
22	仕上げユニット工事		1.0	式			
23	雑工事		1.0	式			
24	昇降機設備工事		1.0	式			
	※工事内容に応じて、解体工事、仮施設設工事、大規模修繕工事を						
	記載して下さい。						
	計					0	

	名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(2)	電気設備工事						
1	高圧受変電設備工事		1.0	式			
2	発電機設備工事		1.0	式			
3	幹線動力設備工事		1.0	式			
4	電灯コンセント設備工事		1.0	式			
5	照明器具設備工事		1.0	式			
6	電話設備工事		1.0	式			
7	放送設備工事		1.0	式			
8	ITV設備工事		1.0	式			
9	テレビ共同受信設備工事		1.0	式			
10	ナースコール設備工事		1.0	式			
11	インターホン設備工事		1.0	式			
12	自動火災報知設備工事		1.0	式			
	計					0	

名 称		形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(3)	機械設備工事						
1	衛生器具設備工事		1.0	式			
2	給水設備工事		1.0	式			
3	排水設備工事		1.0	式			
4	給湯設備工事		1.0	式			
5	ガス設備工事		1.0	式			
6	オゾン設備工事		1.0	式			
7	浴槽循環浄化設備工事		1.0	式			
8	スプリンクラー設備工事		1.0	式			
9	床暖房設備工事		1.0	式			
10	空調設備工事		1.0	式			
11	換気設備工事		1.0	式			
12	雨水設備工事		1.0	式			
13	浄化槽設備工事		1.0	式			
	計					0	

名 称		形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B	補助対象外工事						
(1)	建築主体工事		1.0	式		0	
(2)	電気設備工事		1.0	式		0	
(3)	機械設備工事		1.0	式		0	
	計					0	
	※以下、No.5～8に同じ						

No. 10

名 称		形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C	共用部分工事						
(1)	建築主体工事		1.0	式		0	
(2)	電気設備工事		1.0	式		0	
(3)	機械設備工事		1.0	式		0	
	計					0	
	※以下、No.5～8に同じ						

(d) 作 成 す る 設 計 図 (例)

種 目	種 目	種 目	種 目	種 目	種 目	種 目
A 共通設計図	B 建築設計図	C 屋外付帯設計図	D 電気設備設計図	E 機械設備設計図	F 設計計算書	G その他
1.表 紙	〔意匠〕	1.困障図	1.高圧受変電設備図	1.衛生設備図	1.設備構築物構造計算書	1.数量元拾い
2.図面目録	1.内外仕上表	2.植栽図	2.幹線動力設備図	2.給水設備図	2.給排水流量計算書	2.確認申請書
3.特記仕様書	2.各階平面図	3.構内舗装図	3.電灯コンセント設備図	3.排水設備図	3.浄化槽容量計算書	3.消防法等関
4.配置図、付近見取図	3.立面図（4面）	4.雨水排水図	4.照明器具設備図	4.給湯設備図	4.冷暖房負荷計算書	係法による
5.面積表、面積計算書	4.断面図	5.その他必要な図面	5.電話設備図	5.ガス設備図	5.その他必要な計算書	届出書
	5.矩計図		6.放送設備図	6.スプリンクラー設備図		
	6.階段詳細図		7.テレビ共同受信設備図	7.床暖房設備図		
	7.平面詳細図		8.ナースコール設備図	8.冷暖房設備図		
	8.各部詳細図		9.インターホン設備図	9.換気設備図		
	9.床伏図		10.自動火災報知設備図	10.雨水設備図		
	10.天井伏図		11.昇降機設備図	11.浄化槽設備図		
	11.室内展開図		12.発電機設備図	12.オゾン設備図		
	12.建具表		13.ＩＴＶ設備図	13.浴槽循環浄化設備図		
	13.家具類詳細図		14.時計設備図	14.厨房機器設備図		
	〔構造〕		15.その他必要な図面	15.医療ガス設備図		
	14.基礎伏図			16.その他必要な図面		
	15.梁伏図					
	16.柱伏図					
	17.配筋リスト					
	18.ラーメン配筋図					
	19.軸組図					
	20.その他必要な図面					

(e)見積比較表

[illegible]